

ふたば便り

ふたば税理士法人

2009年9月号 (Vol. 85)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34キタビル7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

贈与税について

◆贈与税がかかるケース

誰かが誰かに財産をタダであげたときには、通常、贈与税がかかります。法人税や所得税のように毎年申告書を提出するとは限らないため、一般にはあまりなじみがないかもしれません。

財産がタダで移る以下のようなケースで、**贈与税がかかるのは原則として「ケース1」のみ**です。

ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
個人から個人へ	個人から法人へ	法人から個人へ	法人から法人へ

ケース2からケース4は贈与税の代わりに、法人税や所得税がかかる場合があります。

◆贈与税は誰にかかるのか

贈与税は原則として、財産を**もらった側の個人**にかかります。

◆どれぐらいの贈与があると、いくらぐらいの贈与税がかかるのか

ほんの少額の贈与があった場合にまですべて贈与税をかけることにすると、財産をもらった側はもちろん、税務署側も大変ですから、一定額以下の贈与については贈与税がかからないことになっています。贈与税がかからない一定額とは、

1月1日から12月31日までの1年間で **110万円** まで

です。贈与した額が110万円を超えると、以下のような贈与税がかかります。

価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円を超え、300万円以下	15%	10万円
300万円を超え、400万円以下	20%	25万円
400万円を超え、600万円以下	30%	65万円
600万円を超え、1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円を超える額	50%	225万円

上表の金額は110万円（または後述する配偶者控除）を除いたあとの額

(計算例) 400万円の贈与： $(400-110) \times 15\% - 10 = 33$ 万5,000円（贈与税）

◆その他

- 婚姻期間20年以上の夫婦**の間で贈与が行われる場合、**居住用不動産の贈与**に限って110万円の他に**2,000万円**までは贈与税がかかりません。
- 平成21年度の税制改正で、**住宅を取得するための資金を贈与**する場合には、110万円に500万円が上乗せされて**610万円**まで贈与税がかからないことになりました。
- 本来なら贈与税がかかる場合でもとりあえず払わないで置いて、あとで相続のときにまとめて精算する「**相続時精算課税制度**」もあります（届出が必要です）。

今年はひさしぶりに衆議院選挙の年でした。選挙前の予想どおり、自民党が負けて民主党の圧勝となりました。政権が変わりましたので、今後の税制改正には注目です。税制は景気に対して大きな影響力を持っていますので、景気がよくなる税制改正を期待したいところです。 俊

夏ももう終わりですね。

